

第 2 章

労働委員会の組織

第1節	概 要	-----	11
第2節	委 員	-----	16
第3節	あつせん員候補者		
	福島県個別的労使関係調整員候補者	-----	17
第4節	事 務 局	-----	19

第 2 章 労働委員会の組織

第 1 節 概 要

1 労働委員会

労働委員会は、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律に掲げる目的を達成するため、労働組合法第 19 条の 12 及び地方自治法第 180 条の 5 の規定に基づいて都道府県ごとに設置される。公平・中立な立場で、労使紛争を解決するための独立の専門的行政機関である。大別して、不当労働行為の審査等の判定業務と労働争議等の調整業務を行っている。

2 業務

(1) 不当労働行為等の判定業務

不当労働行為の審査、労働組合の資格審査、地方公営企業等における非組合員の範囲についての認定・告示等があり、申請又は申立てにより手続きが開始されるが、これらは、労働委員会の公益委員のみで行うこととされている。なお、不当労働行為の審査については、労働者委員及び使用者委員も参与委員としてその手続きに参加することができる。

(2) 労働争議等の調整業務

ア 調整業務には、あっせん、調停及び仲裁がある。

調整業務は、労働者の団体と使用者又はその団体との間で、労働関係に関する主張の不一致のため、争議行為の発生している状態または発生するおそれがある状態となった場合に、これを解決するため、紛争当事者の間に立って調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の円満な解決を図るものであり、労働組合等と使用者の双方又は一方からの申請、もしくは労働委員会の職権により手続きが開始される。

イ 公益事業（争議行為が発生した場合に公衆の日常生活に重要な影響を与える事業として労働関係調整法第 8 条で指定された事業）について、労働争議の状況を把握するため、争議行為の予告通知の受理、労働争議の実情調査を行っている。

ウ 労働者個人と使用者との間で生じた個別的労使関係に関する諸問題について、紛争化を未然に防ぎ、既に紛争状態となった場合には円満な解決を図るため、調整及び労働相談等を行っている。

3 労働委員会制度

(1) 制度の創設

我が国は、戦後の連合国の対日管理方針により自由主義的、民主主義の助長・奨励に重点が置かれた。戦時労働諸法令は撤廃され、また警察官は労働争議に原則的に介入しないという方針が明らかにされるなど、我が国の労働政策もこの時期に、労働組合の育成施策へと大きく転回することとなった。

ア 労働組合法の制定（昭和 20 年 12 月）（以下「旧労組法」という。）

政府は、労務法制審議委員会を設置し、その委員会が作成した旧労組法草案にいく

らかの修正を加えて同法案を提出、その後可決された。

そして、我が国初めての労働組合に関する法が、昭和 20 年 12 月 22 日に公布、昭和 21 年 3 月 1 日から施行された。

イ 労働関係調整法の制定（昭和 21 年 9 月）（以下「労調法」という。）

旧労組法と並び我が国労働法制の支柱となった労調法は、昭和 21 年 9 月 27 日に公布、同年 10 月 13 日をもって施行された。これは、旧労組法の制定に際し、新たに労使関係の調整を目的とし、争議を予防するとともに迅速簡易に争議を解決するための法律制定の必要性が唱えられたことによる。同法は、旧労組法で定められた労働委員会が扱うあっせん、調停、仲裁などの労働争議の調整手続を具体化している。

ウ 労働委員会の設立（昭和 21 年 3 月）

労働委員会制度は、戦前の労働争議調停法（大正 15 年 4 月 9 日公布、同年 7 月 1 日施行、昭和 21 年 9 月 27 日廃止）によって設けられた調停委員会制度を参考にしながら、労使関係の民主化・労使紛争の自主的解決の定着を図るという戦後期の社会的要請を受けて設けられたものである。

その発足は、旧労組法施行の日である昭和 21 年 3 月 1 日であり、国の機関である中央労働委員会と全国の都道府県に地方労働委員会（平成 17 年 1 月 1 日以降は「都道府県労働委員会」）が置かれた。また、これと別に、船員労働という特殊性の見地から、船員労働委員会が設けられたが、平成 20 年 10 月 1 日に国土交通省設置法等の一部改正に伴う労組法改正により、船員労働委員会は廃止され、行っていた業務は中央労働委員会、都道府県労働委員会、地方運輸局等に移管された。

なお、この旧労組法制定を受け、福島県においても、昭和 21 年 1 月 16 日にあっせん員候補者（24 名）が委嘱され、同年 2 月 15 日に行われた知事からの労働委員の委嘱及び会長・会長代理の選挙を経て、同年 3 月 1 日に「福島県地方労働委員会」が発足した。

（2）労働委員会制度の変遷

ア 政令第 201 号の公布と公務員関係の法の整備（昭和 23 年 7 月）

昭和 23 年 7 月 31 日、国家公務員法改正を示唆するマッカーサー書簡に基づく政令第 201 号の公布施行により、国及び地方公共団体の職員の団体交渉権及び争議権が否認されるとともに、労働委員会は、国又は地方公共団体を当事者とするあっせん、調停及び仲裁を取り扱うことができないこととなった。

次いで、同年 12 月、国家公務員法の改正及び公共企業体等労働関係法の制定によって、一般職の国家公務員及び公共企業体職員には旧労組法及び労調法が適用されないこととなった。

一般職の地方公務員については、昭和 25 年 12 月 13 日の地方公務員法制定によって労働組合に関する法及び労調法の適用が除外されるに至った。

イ 旧労組法の全面改正（昭和 24 年 6 月）（以下「労組法」という。）

昭和 24 年 6 月 1 日、労働組合の民主性、自主性の確保、不当労働行為排除の有効な措置を図るため、旧労組法及び同法施行令が全面改正され、労働委員会制度について次の大改革が行われた。

- (ア) 労働組合が届出主義から自由設立主義に改められた。
- (イ) 労働組合の資格審査制度並びに不当労働行為の審査及び処分の権限が付与された。
- (ウ) 不当労働行為に対する直罰主義が原状回復主義に改められた。
- (エ) 委員の「委嘱」が「任命」に改められた。
- (オ) 第三者委員が「公益委員」に改められた。
- (カ) 準司法的機能（不当労働行為の審査及び組合資格審査の事務等）が公益委員の専決事項となり、労使委員は審問手続に限り参与できることとなった。
- (キ) 中央労働委員会に規則制定権、地方労働委員会に対する指示権、管轄指定権、優先管轄権及び再審査権が与えられた。

ウ 労組法の改正（昭和 27 年 7 月）

昭和 27 年 7 月、労組法、同法施行令の改正が行われた。その主要事項は以下のとおりである。

- (ア) 労働組合が争議調整手続きに参加する場合は、資格審査を要しないこととなった。
- (イ) 不当労働行為の申立ては、行為の日から 1 年以内に行わなければならないこととなった。

エ 労調法の改正（昭和 27 年 7 月）

昭和 27 年 7 月、労調法の改正が行われた。その主要事項は以下のとおりである。

- (ア) あっせん員と労働委員会の委員との兼職禁止規定が削除された。
- (イ) 特別調整委員を置くことができることになった。
- (ウ) 仲裁は、仲裁委員 3 名からなる仲裁委員会を設けて行われることになった。
- (エ) 緊急調整制度が設けられた。
- (オ) 公益事業について、争議行為予告制度が設けられた。

以上の改正と期を同じくして、地方公営企業労働関係法（以下「地公労法」という。）が制定され、地方公営企業職員及び地方公務員のうち単純な労務に従事する一般職員には、労組法及び労調法が原則的に適用されることとなった。

オ 非組合員の範囲認定（昭和 40 年 8 月）

ILO87 号条約の批准に伴い、昭和 40 年 8 月、地公労法および労働委員会規則が改正施行され、従来、条例で定められていた管理監督者の範囲を、労働委員会が認定・告示するよう改められた。

カ 委員の任期の改正（昭和 41 年 4 月）

昭和 41 年 4 月、労組法の改正により、委員の任期が従来の 1 年から 2 年に改められた。

キ 不当労働行為事件の処理促進（昭和 52 年 4 月）

昭和 52 年 4 月、不当労働行為事件の迅速かつ公正な処理を促進することを主眼として労働委員会規則が改正された。その主要事項は以下のとおりである。

- (ア) 審査委員が当事者に対し釈明を求め又は立証を促す権限を明記した。
- (イ) 審査委員が調査するにあたり、労使委員の協力を求めることができるようになった。
- (ウ) 審査委員が当事者に先立って証人尋問ができるようになった。

(エ) 審査委員の審問における指示権限を明記した。

(オ) 被申立人が申立人に対し口頭で答弁できるようになった。

ク 国有組織の民営化と労組法及び労調法の適用（昭和60年4月、昭和62年4月）

昭和60年4月、日本専売公社（現 日本たばこ産業株式会社）及び日本電信電話公社（現 日本電信電話株式会社）が民営化された。そして、昭和62年4月には国鉄（現 東日本旅客株式会社等の全国6旅客会社等）が分割・民営化された。これにより、各会社は、公労法の適用除外となり、その労働関係においては労組法及び労調法が全面的に適用されることとなった。

ケ 個別的労使関係調整制度の開始（平成13年4月）

バブル経済崩壊後の景気低迷、競争の激化、高齢化の進展等により、能力主義的人事給与制度の拡大、年俸制の導入、パート・派遣労働者等非正規雇用労働者の増加などを背景に、労働条件を個人ごとに決定していく形態が増加したことで、会社と労働者個人の間の問題、いわゆる個別的労使問題が増加してきた。また、組合組織率の低下が見られる中、労働委員会が扱う集団的労使紛争の事件数が減少する一方で、解雇など個別的労使紛争の問題を合同労組を経由して集団的労使紛争として労働委員会が扱う事件（いわゆる「駆け込み訴え」）が増加してきた。これらのことから、労働委員会を活用した新たな個別的労使紛争処理システムの構築が求められるようになった。

このような状況下で、平成12年4月の地方分権一括法の施行に伴い、労働委員会の事務が機関委任事務から自治事務とされた。

これに伴い、福島県労働委員会では、従来からの集団的労使紛争の解決を図るという目的に加え、地方公共団体の執行機関として、これまで以上に県民のニーズを迅速、的確に行政に反映していくための事業を積極的に展開する必要があるとの認識に立って検討を重ねた。その結果、これまでの労使紛争解決のノウハウや公労使の三者構成等の特徴を活かして、地域における個別的労使紛争の解決のため、地域の実情に応じたサービスを自治事務として積極的に提供していくものとした。

また、平成13年3月30日、知事部局から、個々の労働者と使用者の間の労働条件等に関する紛争に対し、あっせん（調整）申請があった場合の当該あっせん（調整）に関する事務について委任する旨の協議があり、同日、同協議に労働委員会として同意する旨の回答をした。

そして、福島県労働委員会は、同年4月1日から、あっせん（調整）事務や労働相談などの個別的労使関係調整制度のサービス提供を開始した。労働相談員には事務局職員が充てられ、相談者の状況に配慮し、来所及び現地での面接、電話、電子メール、FAXで相談を受け付けることとした。

コ 労組法の改正（平成16年11月）

平成16年11月17日、労働委員会の不当労働行為審査制度について、その審査手続及び審査体制の整備による審査の迅速化、的確化を図るため、労組法の一部を改正する法律が公布され、平成17年1月1日から施行された。その主要事項は以下のとおりである。

(ア) 「地方」労働委員会ではなく、「各都道府県」労働委員会と名称が改められた。

これを受け、「福島県地方労働委員会」から「福島県労働委員会」へ名称が変更になった。

- (イ) 労働委員会は、審問開始前に審査の計画を作成し、また、審査の期間の目標を定め、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表することになった。
福島県労働委員会においても、同年3月22日、審査期間の目標を「1年（ただし、単純な団交拒否事件については早期終結の努力をする。）」と定めた。
- (ウ) 公益委員が合議により証人の出頭、物件の提出等を命じられるようになった。
- (エ) 条例による委員定数の増員等を可能にするなど労働委員会に対する規制緩和がなされた。
- (オ) 労働委員会は当事者に和解を勧めることができ、また、和解調書を強制執行に関して債務名義とみなす等、和解の法的効果について規定した。

サ ワークルール出前講座の開始（平成27年4月）

福島県労働委員会は、基本的な労働の知識（ワークルール）の理解を深めることによって労働トラブルの未然防止や解決を図るという目的で、平成27年4月21日に「ワークルール出前講座」実施要領を制定し、就職前の大学生、高校生等の学生や使用者、労働組合等の社会人を対象とした出前講座を本格的に開始した。

4 構成

(1) 委員

公益を代表する公益委員、労働者を代表する労働者委員及び使用者を代表する使用者委員の三者からなり、当委員会は、公・労・使各側5人の総数15人の委員で構成されている。

委員の任命手続きは、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、知事が任命することとなっており、その任期は2年であり、再任されることができる。

公益委員の任命に労使委員の同意が必要とされているのは、日本の労働委員会制度の1つの特色であり、労使関係の中立的専門家の選定を労使自身に委ねているという意義を持つ。

(2) あっせん員候補者

労働関係調整法第10条の規定により、労働争議の解決に当たらせるため、あっせん員候補者を委嘱している。当委員会では「福島県労働委員会あっせん員候補者の委嘱等に関する内規」第2条に基づき、現職の委員、事務局長、次長、審査調整課長及び副課長の職に在る者をあっせん員候補者に委嘱している。

5 事務局

労働委員会の事務局の組織及び職員については、労働組合法第19条の12及び労働組合法施行令第25条の規定により、会長の同意を得て都道府県知事が内部組織を定め、会長の同意を得て知事が任命する事務局長及び必要な職員を置くことになっている。

当委員会の事務局については、「福島県労働委員会事務局規程」により、内部組織、分掌事務、職制等に関して必要な事項が定められており、内部組織として審査調整課を置き、職員数は、福島県職員定数条例に規定された15人の内、11人が配置されている。

第 2 節 委 員

第 4 2 期福島県労働委員会委員名簿

(平成 27 年 12 月末現在)

区分	氏 名	現 職 (元 職)	備 考
公 益 委 員	◎伊 藤 宏	国立大学法人福島大学経済経営学類教授	H20. 6. 20～
	吉高神 明	国立大学法人福島大学経済経営学類教授	H26. 6. 20～
	駒田 晋一	弁 護 士	H26. 6. 20～
	今野 明子	公認会計士	H24. 6. 20～
	○平石 典生	弁 護 士	H24. 6. 20～
労 働 者 委 員	石原 浩二	前東北電力労働組合福島県本部委員長	H22. 6. 20～
	国分 しのぶ	電機連合三菱電機労働組合郡山支部書記長	H22. 6. 20～
	鈴木 三男	UAゼンセン福島県支部長 連合福島副会長	H23. 2. 1～
	田母神 正広	全日本運輸産業労働組合連合会福島県連合会 執行委員長 連合福島副会長	H24. 6. 20～
	横山 まゆみ	JAM日立オートモティブシステムズ労働組合 第3支部執行委員 連合福島男女平等推進委員会代表幹事	H24. 6. 20～
使 用 者 委 員	穴澤 耕二	福島県経営者協会連合会理事 (一社)会津地区経営者協会専務理事	H26. 6. 20～
	佐藤 卓也	福島県経営者協会連合会理事 福島経営者協会専務理事	H18. 6. 20～
	豊田 和夫	常磐興産(株)常勤顧問 いわき経営者協会顧問	H24. 6. 20～
	永山 忍	郡山運送(株)代表取締役会長 福島県中部経営者協会理事	H26. 6. 20～
	星 逸 朗	福島県経営者協会連合会専務理事兼事務局長 福島県中部経営者協会専務理事兼事務局長	H26. 8. 18～

※ ◎印は会長、○印は会長代理

第3節

あっせん員候補者 福島県個別的労使関係調整員候補者

(平成27年12月末現在)

氏名	現職	委嘱年月日
伊藤 宏	国立大学法人福島大学経済経営学類教授 福島県労働委員会公益委員	H20. 6. 24
吉高神 明	国立大学法人福島大学経済経営学類教授 福島県労働委員会公益委員	H26. 6. 24
駒田 晋一	弁護士 福島県労働委員会公益委員	H26. 6. 24
今野 明子	公認会計士 福島県労働委員会公益委員	H24. 6. 26
平石 典生	弁護士 福島県労働委員会公益委員	H24. 6. 26
石原 浩二	前東北電力労働組合福島県本部委員長 福島県労働委員会労働者委員	H22. 6. 22
国分 しのぶ	電機連合三菱電機労働組合郡山支部書記長 福島県労働委員会労働者委員	H22. 6. 22
鈴木 三男	UAゼンセン福島県支部長 福島県労働委員会労働者委員	H23. 2. 22
田母神 正広	全日本運輸産業労働組合連合会福島県連合会 執行委員長 福島県労働委員会労働者委員	H24. 6. 26
横山 まゆみ	JAM日立オートモティブシステムズ労働組合 第3支部執行委員 福島県労働委員会労働者委員	H24. 6. 26
穴澤 耕二	(一社)会津地区経営者協会専務理事 福島県労働委員会使用者委員	H26. 6. 24
佐藤 卓也	福島県経営者協会連合会理事 福島県労働委員会使用者委員	H18. 6. 21
豊田 和夫	常磐興産(株)常勤顧問 福島県労働委員会使用者委員	H24. 6. 26
永山 忍	郡山運送(株)代表取締役会長 福島県労働委員会使用者委員	H26. 6. 24
星 逸朗	福島県経営者協会連合会専務理事兼事務局長 福島県労働委員会使用者委員	H26. 8. 26
佐久間 弘之	福島県労働委員会事務局長	H27. 4. 28
熊川 恵子	福島県労働委員会事務局次長兼審査調整課長	H26. 4. 22
酒井 浩	福島県労働委員会事務局審査調整課主幹兼副課長	H27. 4. 28

平成27年中にあっせん員候補者及び調整員候補者の職を解かれた者は、下記のとおりである。

氏 名	解 任 時 の 職	備 考
清野 隆彦	福島県労働委員会事務局長	H26. 4. 22～H27. 3. 31
檜村 豊	福島県労働委員会事務局審査調整課主幹兼副課長	H24. 4. 24～H27. 3. 31

第 4 節 事 務 局

1 組 織

事務局長 — 事務局次長 — 審査調整課長 — 主幹兼副課長 — 課員 8名
主任主査 (2)
その他 (6)

2 現職員

(平成 27 年 12 月末現在)

所 属	職 名	氏 名	事務局発令日	前 所 属
	事務局長	佐久間 弘之	H27. 4. 1	生活環境部
	事務局次長	熊川 恵子	H26. 4. 1	企画調整部文化スポーツ局
審査調整課	(兼) 課 長	熊川 恵子	H26. 4. 1	企画調整部文化スポーツ局
	主幹(兼)副課長	酒井 浩	H27. 4. 1	生活環境部環境共生総室
	主任主査	矢吹 聡	H26. 4. 1	生活環境部原子力損害対策総室
	主任主査	大内 文昭	H24. 4. 1	県南農林事務所
	主 査	村松 研也	H26. 4. 1	県中地方振興局
	主 査	佐久間 裕孝	H25. 4. 1	企画調整部情報統計総室
	主 査	児島 学	H25. 4. 1	保健福祉部健康衛生総室
	主 査	室原 美穂	H27. 4. 1	企画調整部地域づくり総室
	主 事	鈴木 幸	H26. 4. 1	新採用
	主 事	目黒 慎也	H27. 4. 1	新採用

3 異動職員

所 属	職 名	氏 名	在 職 期 間	転 出 先
	事務局長	清野 隆彦	H26. 4. 1～H27. 3. 31	県北地方振興局
審査調整課	主幹(兼)副課長	樫村 豊	H24. 4. 1～H27. 3. 31	土木部都市総室
	主 査	三瓶 和子	H22. 4. 1～H27. 3. 31	障がい者総合福祉センター
	主 査	内藤 良一	H24. 4. 1～H27. 3. 31	県立医科大学

